

東日本大震災義援金の受付期間延長について

日本赤十字社では、東日本大震災義援金の受付期間を平成31年3月31日まで延長することを決定いたしました。

この度の延長は、未だ応急仮設住宅に暮らす被災者が多く、現在も多くの義援金が寄せられていることを踏まえた上での決定となります。

なお、岩手県、宮城県、福島県、茨城県が送金対象被災県となります。

1. 名 称 東日本大震災義援金
2. 受付期間 平成23年3月12日（土）から平成31年3月31日（日）
3. 受付口座〔1〕銀行振込
 - ①秋田銀行本店 普通預金「516304」
名義「日本赤十字社秋田県支部長」
 - ②北都銀行本店 普通預金「888228」
名義「日本赤十字社秋田県支部長」〔2〕郵便振替
口座番号 「00140-8-507」
名 義 「日本赤十字社 東日本大震災義援金」
〔3〕クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easy
日本赤十字社ホームページから手続きが可能
4. その他〔1〕上記〔1〕〔2〕とも**窓口での取扱いの場合、送金手数料は無料**です。
〔2〕秋田銀行並びに北都銀行各店には、義援金専用の振込み用紙が備えられています。
〔3〕通信欄に「**東日本大震災義援金**」と**必ず明記**してください。
〔4〕受領証を希望される方は、併せて「**受領証希望**」と明記してください。
〔5〕この義援金は各被災県に設置されている災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分いたします。

【連絡先】

日本赤十字社秋田県支部
総務課 主査 鎌田英秀
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号
TEL 018-864-2731 FAX 018-864-6852
U R L <http://www.akita.jrc.or.jp>
e-mail kamada@akita.jrc.or.jp